

出展申込書

事務局 行

ET & IoT 2020

FAX: 03-6258-0598

◎ 送付先

ET & IoT展示会事務局

(株式会社ナノオプト・メディア内)

〒163-1512 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー12F

Tel : 03-6258-0589 Fax : 03-6258-0598 Email : sales2@f2ff.jp

◎ 申込締切 2020年6月30日 [火]

裏面の出展規約を遵守することに同意し、下記のとおり出展を申し込みます。

<個人情報の取扱いについて> ご記入いただいた個人情報は、本展示会ET & IoT 2020に関する各種ご案内・連絡に限り使用します。ご本人の承諾がない限り第三者に開示することはありません。ただし、出展サービス提供の目的で、機密保持契約を締結した業務委託先(事務局/協力会社)に預託することがありますので、予めご承知おきください。個人情報の取扱いについては【<https://nanooptmedia.jp/privacy/>】をご参照いただき、同意の上お申込みください。

	年 月 日	<input type="checkbox"/> 上記の<個人情報の取り扱いについて>に同意します。
出展社名 (和文)	フリガナ	※記入頂きました出展社名は公式Webサイトや各種印刷物に掲載させていただきますので、必ずご記入下さい。
出展社名 (英文)		
会社名		
所在地 (ビル名まで)	〒 -	
	TEL:	FAX:
	貴社のURL http://	
連絡担当者	フリガナ	
	所属:	氏名
	役職:	E-mail:
出展申込種別	<input type="checkbox"/> JASA会員	<input type="checkbox"/> 一般
出展区分の選択 A・Bの中から該当するものをひとつ選択し、チェックを入れてください。	A. 通常小間/ 2020企画テーマゾーン 1小間 (3m×3m=9m2)	<input type="checkbox"/> 通常小間 <input type="checkbox"/> 2020企画テーマゾーン
		<input type="checkbox"/> 角小間を希望する [1小間のみ対象・40,000円 (税別)]
	B. パビリオン 1小間 (2.5m×2m=5m2)	<input type="checkbox"/> ベンチャー <input type="checkbox"/> 設計開発サービス <input type="checkbox"/> 電子設計/EDA <input type="checkbox"/> ユニバーシティ
	※出展料には、統一されたデザインのバックジブスの料金が含まれています。(特別装飾は行いませんので予めご了承ください)	
	【出展申込/小間数】 _____ 円 (税別) × _____ 小間 = _____ 円 (税別)	
出展物	○できるだけ詳細に	
出展社セミナー	※お申込みは先着順となります。	
	<input type="checkbox"/> スポンサー基調講演	1,000,000 円 (税別) × _____ 枠 = _____ 円 (税別)
	<input type="checkbox"/> 展示会場内セミナー	500,000 円 (税別) × _____ 枠 = _____ 円 (税別)

代理店用記入欄	<出展申込み及び各種手続きを上記出展社の代理で行う会社がある場合、以下の各欄にご記入ください。>	
代理店名		
所在地 (ビル名まで)	〒 -	
	TEL:	FAX:
	貴社のURL http://	
担当者	フリガナ	
	所属:	氏名
	役職:	E-mail:
連絡先指定 該当する方に チェックしてください	<input type="checkbox"/> 請求書: 宛名 (<input type="checkbox"/> 代理店名 <input type="checkbox"/> 出展社名) / 送付先 (<input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> 出展社)	
	<input type="checkbox"/> 事務局からの各種ご案内: (<input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> 出展社 <input type="checkbox"/> 両方)	
	<input type="checkbox"/> その他ご要望がございましたらご記入ください ※請求書の発行日、振込み日にご指示のある場合もこちらにご記入ください。但し、会期前の振込みを原則とします。	

備考	受付番号	確認	事務局担当
	事務局印大備		

ET & IoT 2020 出展規約

1条【本規約の適用及び遵守】

(1) 本規約は、表面記載のイベント（以下「本イベント」という。）における小間の利用契約（以下「出展契約」という。）、出展契約に基づく出展の効果をもり高めるためのオプションアイテム利用契約（以下「オプション利用契約」という。）及び本イベントにおける講演場所・講演設備の利用契約（以下「講演契約」という。）に適用されるものとする。
(2) オプション利用契約の本規約の適用においては、2条以下の「出展」を「オプション利用」と読み替えるものとする。なお、事由の如何を問わず出展契約がキャンセル又は解除された場合、オプション利用契約もキャンセル又は解除されたものとみなされる。

(3) 講演契約へ本規約の適用においては、2条以下の「出展」を「講演」と、「小間」を「講演場所」と読み替えるものとする。

2条【出展契約の成立】

(1) 出展契約は、株式会社ナノオプト・メディア（以下「甲」という。）が表面の正式出展申込書を、表面記載の甲のFAX番号又は電子メールアドレスにて受領したときに成立する（以下、出展契約の申込者である同契約の一方当事者を「乙」という。）
(2) 出展料金は、表面記載の料金表による。
(3) 乙が一般社団法人組込みシステム技術協会の会員である場合、甲は、出展料金について、別途定める割引を適用する。1条2項及び3項にかかわらず、本項は出展契約のみに適用される。

(4) 正式出展申込書に記載の出展料金の金額が、表面記載の料金表による算定額と異なる場合は、表面記載の料金表による算定額での出展契約の申込みとみなす。

(5) 乙は、出展契約の申込みにあたり、本規約を承認し、本規約を遵守することを同意したものとみなされる。

3条【出展料金の支払い】

(1) 乙は、出展料金の総額を、甲からの請求に従い、出展契約成立日を含む月の翌月末日までに支払うものとする。

(2) 出展料金の総額とは、出展料金及び出展料金に適用される消費税率より算定される消費税の合計額を指す。

(3) 出展料金の総額の支払いは、甲指定の銀行口座に振り込む方法（振込手数料は乙の負担とする。）で行う。

4条【キャンセル料の負担】

(1) 出展契約成立後に乙が自身の都合により出展契約の全部又は一部をキャンセルした場合、乙は、甲に対し、下記のキャンセル料（以下「キャンセル料」という。）を支払う。

記

2020年8月7日（金）まで	出展料金の総額の50%
2020年8月8日（土）以降	出展料金の総額の100%

(2) 乙は、キャンセル料が、甲が出展契約の対象たる小間の展示に関して負担する経費、出展契約の対象たる小間を他の出展社へ提供する機会その他の甲が被る損害に対する賠償であることに同意する。

(3) 乙が、キャンセル料の対象となつた出展契約の全部又は一部につき甲に対し金員を支払っておりかつ当該金員の合計額（以下「既払額」という。）がキャンセル料を超えていないときは、乙は、キャンセル料と既払額との差額を速やかに甲に支払ふ。既払額がキャンセル料を超えているときは、甲は、乙に対し、当該超過額を返還する（当該返還に際しては利息を付さない。）。

(4) 本イベントの開催初日の9時までに（4小間以上の場合本イベントの開催初日の前日までに）、乙が、5条に基づき甲より指定された小間を製品又は設備の設置等を通じて直接占有した場合、乙が出展契約のうち直接占有しなかつた小間の分をキャンセルしたものとみなす（この場合、甲は当該小間を本イベントにて自由に使用する権利を有し、乙は出展契約の全部又は一部をキャンセルしたとしても、甲に対し前3項の条件に従いキャンセル料を支払ふ。）。1条2項にかかわらず、本項はオプション利用契約に適用されないものとする。

5条【小間の割当】

(1) 乙に割り当てられた小間の位置は、出展内容、会場仕様、小間サイズ、申込みの順位等を勘案し、甲が決定する。小間割り発表後も甲が必要と判断した場合、小間割りを変更することがあり得る。なお、小間位置の不都合理由とする出展の取消はできない。

(2) 前項の割当ては、本イベント期間についてのみ行われ、将来の本イベントにおいて同様又は類似の小間の割りを割り当てておくことを約束しない保証するものではない。

(3) 本イベント会場の面積不足等により乙に対する小間の割当てができないことが判明した場合、甲は乙に対して速やかに通知のうえ、いかなる責任も負うことなく、出展契約を解除することができる。この場合、乙が、解除の対象となつた出展契約の全部又は一部につき甲に対し金員を支払っているときは、甲は、乙に対し、当該金額を返還する（当該返還に際しては利息を付さない。）。

(4) 1条2項にかかわらず、本条はオプション利用契約に適用されないものとする。

6条【小間の使用】

(1) 乙は、甲の書面による事前の許可がない限り、乙に割り当てられた小間（以下「乙小間」という。）のみにて、本イベントでの展示その他出展に伴う一切の業務（オプションアイテム利用契約に基づくオプションアイテムの利用を含む。）を行う。

(2) 乙は、出展に必要な乙小間の内装・設備・電気工事のうち、甲が定める一定の工事については、甲が定める業者に乙の費用負担により依頼しなければならない。この場合においても、甲は、当該業者による工事について、いかなる責任も負担しない。

(3) 甲は、乙が、3条1項の支払いを完了するまでは、本イベントにおける乙の乙小間における出展準備（製品又は設備の設置等を通じた直接占有を含む。）を拒絶することができる。

(4) 乙は、本イベントの終了後、甲の指示するスケジュールに従い、乙小間内にある乙所有又は管理する物を撤去し、甲から貸与された物がある場合には甲に返還のうえ、乙小間から撤収する。

(5) 1条2項にかかわらず、本条はオプション利用契約に適用されないものとする。

7条【禁止行為】

(1) 乙は、乙小間以外で、製品又はサービスの説明書その他の資料等を配布してはならない。また、甲の書面による事前の許可なしに、本イベントの小間を割り当てられていない第三者をして、乙小間内で当該第三者に関する案をさせた上、営業活動を行ってはならない。

(2) 乙は、甲の書面による事前の同意なく、本イベントの期間（準備期間を含む。以下同じ。）中、本イベント会場の内部及び本イベント会場と同視し得る外部において、写真及びビデオを撮影してはならず、第三者との間で製品（関連書籍を除く。）の授受を有償で行ってはならない。但し、乙小間の範囲内の撮影はこの限りでない。なお、甲は、本イベント会場の内部及び本イベント会場と同視し得る外部を撮影のうえ、甲及び甲の製品（関連書籍を除く。）の授受を有償で行うことができるものとします。

(3) 乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、乙小間の全部又は一部を利用する権利を第三者に譲渡し、又は乙小間の全部又は一部を転貸してはならない。

(4) 乙は、本イベントの期間中、小間の内外を問わず、本イベント会場の内装及び本イベント会場と同視し得る外部において、本イベントにおける他の出展社（協賛企業を含む。以下同じ。）又は来場者に対する誘導中傷、名誉毀損、信用毀損又は名誉毀損の侵害（出展社又は来場者の製品及びサービス等に関するものを含む。）を行ってはならない。

8条【その他の条件及び規則に対する同意及び遵守】

(1) 乙は、本規約の他、随時甲が本イベントの十分かつ安全な運営のために設ける追加的な条件及び規則（出展マニュアル、スポンサーマニュアル、セミナーマニュアルその他の甲が乙に交付し又は甲のホームページ上で閲覧可能な状態にした本イベントに関する文書を含む。）に同意し、これらに定められた内容を守ります。

(2) 乙は、甲が、本イベントの広告宣伝、本イベントの来場者への案内その他甲による広告宣伝又は営業活動において、乙の高号、商標及びロゴを無償で使用することを許諾する。

9条【出展契約の解除】

(1) 出展契約成立後、次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、何らの催告を要することなく、出展契約を解除することができる。

①乙の製品又はサービスが本イベントの性質に鑑み適切でないとき

②乙の製品又はサービスが本イベントにおける他の出展社又は来場者の迷惑となる等本イベントの円滑な運営を妨げると甲が判断したとき

③乙又はその役員員が甲又は本イベントにおける他の出展社若しくは来場者の迷惑となる行動をしたとき

④乙の役員員又は関係者が暴力団その他反社会的勢力に該当することが判明した場合その他乙の本イベントへの参加が不適切であると甲が判断したとき

⑤乙が3条1項に違反したとき

⑥乙が7条に違反したとき

⑦乙が8条に違反したときその他乙が本規約に違反し、甲からの催告にもかかわらず、催告後直ちに違反を是正しないとき

(2) 前項により出展契約が解除された場合、乙は、甲に対し、違約金として、出展料金の総額に相当する金額を支払う（出展契約の解除時点で既に乙が甲に対し出展料金の総額を支払っている場合、甲は、当該出展料金の総額を違約金として充当する。）

(3) 1項により出展契約が解除された場合、乙は、直ちに本イベントでの出展又は出展準備を中止し、乙小間に乙所有又は管理する物がある場合には、甲の指示に従いそれらを乙の費用で撤去しなければならない。

10条【準拠法及び裁判管轄】

(1) 出展契約は日本法によって解釈される。

(2) 出展契約に起因して生じるあらゆる紛争については、東京地方裁判所が第一審の専断的合意管轄を有する。

11条【本イベントの停止・中止等】

(1) 甲は、戦争、火災、ストライキ、地震、法規制、天災地変、疫病、公共交通機関若しくはユーティリティ・サービスの停止、その他甲が支配できない原因（以下「不可抗力」という。）により必要な場合、本イベントの会場、開催期間及び開催時間の変更を行うことができる。乙は、当該変更を理由に、出展契約の解除又は出展契約の申込みを取消することはできない。

(2) 不可抗力により、本イベントの全体若しくは一部が停止され若しくは本イベントが開催されなかつたとき又は乙小間若しくはオプションアイテムが利用不可能となつたとき、甲は、乙に対し、乙より受領した出展料金の総額の返還は一切行わない。

(3) 乙は、自らの費用と責任において、前号規定の危険につき保険をかけるものとする。

12条【免責】

(1) 甲及び甲の役員員は、乙、乙の役員員及び乙の取引先（訪問者を含む。）に対し、甲の責めに帰すことのできない本イベントにおける事故、盗難、地震等の天災地変、乙小間又はオプションアイテムの使用不能から生じられない損害、損失及び費用について責任を負わない。

(2) 甲は、乙に対し、乙小間における乙管理に係る製品（ハードウェア、ソフトウェア、データ等を含む。）の安全性を保障するものではなく、当該製品の滅失又は毀損につき責任を負わない。

(3) 甲は、乙と本イベントにおける他の出展社又は来場者との間で生じた紛争につき甲の責任を負わないものとし、当該紛争については、乙において解決するものとする。

(4) 甲は、乙が本イベントにおける目的を達せられなかつたとしても、その責任を負わない。

(5) 甲が乙に対し出展契約又は本イベントに起因して何らかの損害賠償義務を負うことがあったとしても、当該賠償額の上限は、出展契約における出展料金の総額とする。

13条【個人情報の取扱い】

乙は、乙の出展契約又は本イベントでの展示に関する記入し甲に提出した情報のうち、個人情報に関する、次の各号記載の内容を承諾する（なお、甲は、法令等による開示・提供義務が課せられる場合を除き、乙の承諾がいなくても、当該個人情報を第三者に開示・提供しないものとする。）

①甲が取り扱うIT関連の会議、イベント、これらに関連するマーケティングサービスの案内に個人情報を利用すること

②前項の利用にあたり、甲が、選定した企業に対し個人情報の取扱いを業務委託する場合があること（当該業務委託の場合、甲は、委託先が個人情報の適切な取り扱いを行うよう管理する。）

14条【反社会的勢力の排除】

(1) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる者、次に掲げる行為をする者並びにその他の反社会的な団体及び個人をいう。

①暴力の要請行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

④風説の流布、偽計又は威力を用いて第三者の信用を毀損し又は第三者の業務を妨害する行為

⑤暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する行為

⑥上記に準ずる行為

(2) 甲及び乙は、自ら、自らの取締役、執行役、その他役員、業務執行者若しくは無限責任を負う社員又は自らを實質的に支配する者が、現在若しくは過去5年間において、反社会的勢力でなく、反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係がないことを表明保証し、かつ、将来にわたって、反社会的勢力とならず、反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係がないようにすることを誓約する。

(3) 甲又は乙（以下「違反当事者」という。）が前項に違反した場合、相手方は、いかなる責任も負うことなく、出展契約を直ちに解除することができることに、それに起因又は関連して生じた損害の賠償を違反当事者に請求することができる。